

荒尾漁業協同組合有区第1号第1種区画漁業権行使規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する有区第1号第1種区画漁業権(のり支柱式養殖業)(以下「区画漁業権」という。)の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（漁業を営む権利を有する者の資格）

第2条 この区画漁業権の内容であるのり支柱式養殖業を営む権利を有する者(以下「有資格者」という。)の資格は次の各号に該当する者とする。

- (1) この組合の正組合員である個人又は法人。
 - (2) 漁業に関する法令、この規則又は規約に違反した事実がない者であること。
- 2 前項の有資格者が死亡し、又は解散した場合において、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人が、正組合員となったときは、その者は前項に規定する有資格者とみなす。
- 3 第1項に定める有資格者が、やむを得ない事情により当該漁業を営むことができなくなった場合、生計を同じくし、かつ、その者から相続を受ける権利を有する者が、この組合の正組合員となったときは、その者は、第1項に規定する有資格者とみなす。
- 4 組合長は、漁業に関する法令、この規則又は規約に違反し、当該漁業を営む権利を有する資格を失った者について、資格喪失後1年を経た後、理事会の承認を得て、その者の資格を復活することが出来る。
- 5 前4項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整の観点からこの組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

（漁業の方法等）

第3条 次の表のア欄の漁業権漁場で営むのり支柱式養殖業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の数量の範囲内でなければ営んではならない。

ただし、漁場の区域はそれぞれの区画漁業権の漁場区域内で、漁業の期間は9月1日から翌年4月30日まででなければならない。

| ア 漁業権漁場 | イ 漁業の方法 | ウ 数 量 |
|---------|---------|--------------------------|
| 有区第1号 | のり支柱式 | 700 小間 迄 張り込み 7000 枚迄 |

(漁業の方法等の制限)

第4条 組合長は、水産動植物の繁殖保護、漁場環境の維持保全又は漁業調整上必要があると認める場合は、理事会の承認を得て、前条に定める漁業の方法、数量、区域、又は期間を制限することができる。

2 組合長は、前項の制限をした場合は、直ちにその事項及び理由を公示しなければならない。

(当該漁業を行う者の決定)

第5条 組合長は、理事会の承認を得て、第2条に規定する漁業について、有資格者の申請に基づき当該漁業を行う者(以下「行使者」という。)を決定し、第3条の規定に基づき、その行使者の行使区域、行使数量及び行使期間、施設の規模、その他行使の内容となるべき事項を定め、その内容を行使者に通知するとともに、公示しなければならない。

2 組合長は前項の行使者、行使内容となる事項及び資格に関する事項を記載した漁業権行使者名簿を組合に備えなければならない。

(勘案事項)

第6条 組合長は、前条の行使者を決定するに当たっては、次の事項を勘案して定めなければならない。

ただし、第2条に規定する有資格者が当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

(1) その者の当該漁業に対する生活依存度。

(2) その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度。

(3) その者の当該漁業の経営能力。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 行使者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない

(行使者の責務)

第8条 行使者は、当該漁業を営むに当たっては、その行使者の行使区域、行使数量及び行使期間、その他行使の内容となるべき事項を遵守しなければならない。

- 2 行使者は、漁場環境の維持保全に努めるとともに、行使区域内で当該漁業の妨げとなる行為を行なってはならない。また、かかる行為を他人にさせてはならない。

(行使者の報告等)

第9条 行使者は、毎年の行使状況を組合に報告しなければならない。

- 2 行使者は、第5条の規定により定められた行使数量、施設の規模を変更しようとする場合は、あらかじめ組合に申請し承認を得なければならない。
- 3 行使者が一漁業時期以上にわたって休業しようとする場合は、あらかじめ組合に届け出なければならない。

(漁業権管理費の負担)

第10条 行使者は、この区画漁業権の維持管理に要する経費等に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

- 2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

| 漁業の名称 | 水産動植物 | 単位 | 行使料の額 |
|----------|-------|-----|--------------------|
| のり支柱式養殖業 | のり | 1小間 | 32,400円 (消費税は別) |

- 3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 行使者が、漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分(海

区漁業調整委員会の指示を含む。)、又はこの規則に違反した時は、組合長は理事会の承認を得て、当該行使者に対して当該漁業の全部又は一部の行使をさせないことができる。

第12条 行使者が、この規則に違反した時は、組合長は理事会の承認を得て、当該組合員に対し過怠金を科し、又は除名することができる。

2 前項の過怠金の額は、組合長が理事会の承認を得て定める。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て規約で定める。

(附則)

この規則は、この区画漁業権の免許の日から施行し、この区画漁業権の存続期間適用する。

経緯

総会決議 令和 年 月 日

認可 令和 年 月 日